

福島市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 61 号

福島市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

福島市国民健康保険税条例施行規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つど」を「都度」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（保険税の納税通知書等）

第4条 保険税の納税通知書及び特別徴収に係る通知書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 普通徴収を行う場合 国民健康保険税納税通知（納付）書
- (2) 普通徴収額を変更する場合 国民健康保険税変更決定通知（納付）書
- (3) 特別徴収を行う場合 国民健康保険税納税通知（納付）書兼特別徴収開始通知書（仮徴収を行う場合は、国民健康保険税仮徴収額決定兼特別徴収開始通知書）
- (4) 特別徴収を変更し、又は中止する場合 国民健康保険税納税通知（納付）書兼特別徴収中止通知書又は国民健康保険税決定通知兼特別徴収中止通知書（仮徴収を変更し、又は中止する場合は、国民健康保険税特別徴収中止通知書）

第5条 削除

第6条第1項中「うけよう」を「受けよう」に、「保険税減免申請書」を「国民健康保険税減免申請書」に改め、同条第2項中「保険税減免申請書」を「国民健康保険税減免申請書」に、「ただちに、保険税減免／承認／不承認／決定通知書」を「直ちに国民健康保険税減免承認決定通知書又は国民健康保険税減免不承認決定通知書」に改める。

第7条第1項中「もの」を「者」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第3項中「保険税減免取消通知書」を「国民健康保険税減免取消（変

更) 通知書」に改める。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(様式)」を付する。

第11条に見出しとして「(準用規定)」を付する。

第12条に見出しとして「(委任)」を付する。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。